

一般財団法人広島市都市整備公社物品、役務等の契約に係る入札等に関する情報の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本公社発注の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の契約（一般財団法人広島市都市整備公社建設工事等発注見通し及び請負経過公表要領（平成13年4月1日制定）の対象となる契約を除く。）に係る入札等に関する情報を公表するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表対象とする契約)

第2条 この要領により公表の対象とする契約は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する契約
- (2) 一般財団法人広島市都市整備公社契約規程（以下「規程」という。）第22条第7号から第12号の規定による随意契約

(公表の方法)

第3条 この要領により公表する入札等に関する情報の公表方法は、簿冊等による閲覧又は一般財団法人広島市都市整備公社ホームページへの掲載によるものとする。

(公表の内容等)

第4条 公表の内容及び期間は、別表1のとおりとし、入札を執行した後の入札調書又は見積書を徴取した後の見積調書には、別表2のとおり記載するものとする。

(閲覧の場所及び方法)

第5条 第3条の規定により簿冊等の閲覧を行う場所は、当該契約担当課とする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、入札等に関する情報の公表に当たり必要となる事項については、経営管理部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成18年8月1日から施行し、同日以後に契約の申込みの誘引を行う契約について適用する。

(物品及び役務に係る契約の入札結果等の公表取扱要領の廃止等)

- 2 物品及び役務に係る契約の入札結果等の公表取扱要領（平成16年6月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要領の施行前に契約の申込みの誘引を行った契約に係る入札結果等の公表については、前項の規定による廃止前の物品及び役務に係る契約の入札結果等の公表取扱要領（平成16年6月1日施行）は、なお効力を有する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に契約の申込みの誘引を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年2月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社物品、役務等の契約に係る入札等に関する情報の公表要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年4月1日以後の入札案件に適用し、施行日前に契約の申込みの誘引

を行った入札案件及び施行日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年3月31日以前の入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

公表対象		公表事項	公表期間	公表方法
競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）を行う前の公表	一般競争入札に付するもの	① 品名、件名又は業務名 ② 入札予定日時	入札公表を行った日から契約締結の日まで	原則として、一般競争入札に付する前の入札調書の写しを閲覧に供する。
	指名競争入札に付するもの		指名業者に対して指名通知を行い、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時から契約締結の日まで	原則として、指名競争入札に付する前の入札調書の写しを閲覧に供する。
	第2条第2号の随意契約を締結するもの	① 品名、件名又は業務名 ② 見積書の徴取予定日時	業者に対して見積書の徴取の通知を行い、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時から契約締結の日まで	原則として、見積書を徴取する前の見積調書の写しを閲覧に供する。
競争入札等を行った後の公表（以下「結果公表」という。）	競争入札に付したものの（規程第22条第11号又は第12号の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）を締結した場合を含む。）	① 品名、件名又は業務名 ② 入札業者名及び入札金額 ③ 落札業者名及び落札金額（不落随契の場合は、決定業者名及び決定金額） ④ 入札日時	契約締結後、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時からその日の属する年度の翌年度の末日まで。 ただし、規程第16条又は第20条の規定により再度公告入札又は再度通知入札（以下「再度公告入札等」という。）を行った場合における初度の競争入札に係る結果公表については、当該初度の競争入札を行った日の翌日から再度公告入札等を行う日までとする。	原則として、入札執行を担当した課等の長が押印する前の入札調書の写しを閲覧に供する。
	第2条第2号の随意契約を締結したもの	① 品名、件名又は業務名 ② 見積業者名 ③ 見積金額及び決定金額 ④ 見積書の徴取日時 ⑤ 随意契約によることとした理由		原則として、見積書を徴取した課等の長が押印する前の見積調書の写しを閲覧に供する。

別表 2

区 分	表 示 内 容	表示位置
(1) 契約の相手方が決定した場合（次号、第3号、第8号及び第9号の場合を除く。）	決 定	決定金額の右横又は上
(2) くじ引きにより落札者を決定した場合	くじ引きにより決定	決定金額の右横又は上
(3) 競争入札に付したものの落札者がなかったため、当該競争入札の執行を打ち切り、規程第22条第11号の規定に基づき、随意契約により契約の相手方を決定した場合	随意契約により決定	随意契約の相手方の見積金額の上
(4) 契約の相手方が決定しなかった場合	打ち切り	最低価格の入札金額の右横又は上
(5) 入札又は見積りが無効の場合	無効	入札金額又は見積金額の記載欄
(6) 入札又は見積りを辞退する旨を表明した場合（辞退届を提出した場合を含む。）	辞退	入札金額又は見積金額の記載欄
(7) 入札又は見積りを辞退する旨を表明することなく、当該入札又は見積りを行わなかった場合	不参加	入札金額又は見積金額の記載欄
(8) 低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方を決定した場合（次号の場合を除く。）	低入札価格調査の結果、決定	決定金額の右横又は上
(9) 同価格のため、くじ引きにより低入札価格調査を行う順番を決定し、低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方を決定した場合	低入札価格調査の結果、くじ引きにより決定	決定金額の右横又は上
(10) 低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方としなかった場合	低入札価格調査の結果、落札者とせず	当該金額の右横又は上
(11) 落札者を決定するまでの間に、入札参加資格を喪失した場合（一般競争入札参加資格確認申請書又は入札参加資格の確認に必要な書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合を含む。）	資格喪失	入札金額又は見積金額の記載欄